

町村週報

(町村の購読料は会費)の
中に含まれております

3094号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

http://www.zck.or.jp



ススキと夕景 (長野県野沢温泉村のさおんせんむら)

もくじ

- 随情
- フォーラム
- 情報
- 政政
- 活
- 想報
- 報
- 策策
- 動

自由民主党総務部関係合同会議に荒木会長が出席……………(4)(2)

緊急自然災害防止対策事業債について自治財政局 地方債課……………

「地域循環共生圏」の考え方を活用し、グロバルな課題解決へ 令和元年版 環境白書等……………

新任都道府県町村会長の略歴……………

シティプロモーションから移住定住へ 高知県四万十町……………

町村Nav……………

未来に向けた文化の融合……………

千葉真横芝光町長……………

佐藤 晴彦……………(15)(14)(10)(9)(7)

コラム

大規模経営の「その後」を、誰が担うのか？

農業ジャーナリスト・明治大学客員教授 榎田 みどり

北陸のある県を訪れたとき、稲作大規模経営者から「まさかこんなことになる」という声を聞いた。

個人経営で、畦畔管理も水路管理も引き受けて60ha規模に拡大したが、後継者がいない。70歳になり、地権者に農地を返そうとしたら、相手はすでに世代交代。地権者の息子の多くは農業未経験のサラリーマンで農業機械もない。地図を見ても、「うちの農地はどこ?」。今さら農地を返しても荒れるのは目に見えている。

その話を、他県の稲作経営法人の先駆者で、現在は自治体幹部も務めている知人にしたところ、「同じような話をこの地域でも聞いている」とのこと。もちろん、集落営農組織も後継者確保には苦労しているが、とくに、一匹狼で規模拡大してきた個人経営者の場合、地権者だけでなく地域との関係が希薄なケースが多いと心配していた。

70年代以降の農地流動化推進の中、稲作の作業受託から借地型大規模経営に発展してきた法人や個人経営者は多い。国の農政も後押

ししたし、メディアも、稲作新時代の旗手として取り上げてきた。

その創業者たちが今、こぞってリタイア時期を迎えている。長期戦略で経営移譲の準備をしてきた経営者もいるが、そうではない個人の経営者で、農地の受け手を今も探しあぐねているひとは多いのではないかと。

50ha以上の大規模になると、受け手は近くの個人農家というわけにはいかない。ただでさえ農村人口は減っている。それだけの農地と設備、それに伴う負債を引き受けられる大規模稲作法人がなければ、今度は個人ではなく地域が、その受け皿づくりという新たな課題を抱えることになる。

さて、これは誰のせいなのか？

地権者の責任。耕作者の責任。そして農地の流動化を推進しながら「その後」の持続性・地域性への配慮を欠いた農政の責任。それぞれあると思う。今後、地域の農地を誰が担うのか、改めてそれぞれが当事者意識を持ち、この課題に向き合わなければならない時期が近づいている。

写真キャプション

野沢温泉村は日本の夕陽百選に選ばれており、毛無山にあるスキー場のゲレンデ中腹、温泉街を一望する標高950mの高台には、すずき野原が広がる見晴し台がある。空一面をオレンジ色に染めながら北信五岳に沈む夕陽が眺められる人気スポットとして地元の人々に愛されている。

活 動

自由民主党 総務部会関係合同会議に 荒木会長が出席

地方六団体

自由民主党は8月28日、党本部で総務部会関係合同会議を開催し、令和2年度予算概算要求及び税制改正をとりまとめるにあたり、地方六団体等からヒアリングを行った。本会からは荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）が出席した。



地方六団体を代表して、上田清司全国知事会長（埼玉県知事）は、はじめに地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実について、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、防災・減災事業など、地方の実情に沿った行政サービスを担うためには不可欠であるとし、令和2年度の地方財政計画の策定における、一般財源総額の確保・充実を要請。また、地方消費税率10%段階に施行される新たな偏在是正措置により生じる財源について、その全額を歳出として新たに計上することで、実効性のある措置となるよう求めた。

地方創生の推進については、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって、地方の意見を十分反映し、Society5.0の実現など社会変化を見据えた戦略となるよう求めたほか、条件不利地域の通信基盤の確実な整備など5Gの活用において都市と地方に格差を生じさせないための万全の対策、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続、今年度適用期限が到来する「地方強化拠点税制」や「企業版ふるさと納税」の制度の継続とさらなる拡充を訴えた。さらに、令和3年3月末日に期限切れとなる「過疎地域自立促進特別措置法」について、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律の制定を要請した。

次世代を担う「一人づくり」関連では、幼児教育の無償化に係る来年度以降の地方負担について、国と地方の協議を踏まえ、必要な財源を一般財源総額の同一水準レベルの外枠で全額措置し確実に確保することを求めた。

防災・減災対策の推進と強靱な国土づくりについては、道路、河川などの社会資本整備を集中的に推進できるよう、また地方においても計画的に防災・減災対策に取り組めるよう、国土強靱化などを加速するための財源の十分な確保を求めるとともに、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理事業債については、地方の実情を踏まえ、拡充や延長を検討するよう要請した。

最後に、税関連として、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備や維持管理など地方特有の行政需要に対応



▲会議に出席した荒木会長

活 動

しており、財源の乏しい市町村の貴重な財源となっていることを強調。代わりとなる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう強く求め、意見陳述を締め括った。

地方六団体等からの要望の後、挨拶に立った石田眞敏総務大臣は、「東京一極集中による地方の疲弊は限界に近く、早急に対応していかねばならない。また、災害リスクの問題、今後の高齢者の対応の問題、インフラ維持の限界の問題といった課題にも早急に対応していかねばならない。一方、地方の疲弊については、若い人たちの意識の変化や地方回帰の流れなど明るい兆しがいくつも見えている。これを地方の再生のチャンスにしていかなければならない。同時に、Society 5.0時代という言葉に代表されるような新しい技術革新が起こっており、どこ

においても世界に繋がって仕事ができ、どこにいても一定以上のサービスを受けられる時代が始まりつつある。こういうことにしっかりと取り組むことにより、Society 5.0時代の持続可能な地域社会の構築を目指してまいりたい」と述べた。



▲挨拶を述べる石田大臣

続けて、令和2年度に向けた総務省重点施策「Society 5.0時代の持続可能な地域社会の構築」について説明。①東京一極集中の是正と地域の活性化、②Society 5.0時代の地域社会、③安定的な地方行政基盤の確保、④防災減災・復旧復興、⑤持続可能な社会基盤の確保の5つの柱に言及し、これらに必要な額を確保すべく、しっかりと取り組んでいくとした。

最後に、「地方団体にとって大きな関心事項である一般財源総額について、新経済・財政再生計画を踏まえ、しっかりと確保するとともに、地方税関係についても、充実確保、さらには税源の遍在性が小さく、税収が安定的な体制を構築し、地方の皆さまの期待に応えられるような内容にしていきたい」と述べ、総務省関係予算全般にわたる支援と協力を求めた。

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

<http://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

町村.com 全国町村会 町村専用ページ

町村会の動き 政策情報 町村情報 町村会の組織 町村連携 リンク集 サイトマップ お問い合わせ

最新の話題から 詳しく見る

現在の町村数
平成29年1月1日現在
926
町 743
村 183
市 792
市町村合計 1,718

全国町村会本部
全国町村会本部HP

保険事業（保険部） 法務支援室

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部（kouhou@zck.or.jp）までお願いいたします。

緊急自然災害防止対策事業債について

総務省 自治財政局 地方債課

国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方単独で実施する防災インフラの整備を推進するため、本年度、緊急自然災害防止対策事業債を創設した。以下、本事業債の概要について紹介する。

1 本事業債の趣旨等

近年、各地で地震や豪雨など大規模な自然災害が相次ぐ中、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性はより一層増しており、喫緊の課題となっている。また、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要である。このようなか、全国的に重要なインフラに関する緊急点検が実施されるとともに、その結果等も踏まえ、特に緊急に実施すべき対策について、平成30年度から令和2年度までの3か年で集中的に実施することとされ、政府において「防災・減災、国土強

靱化のための3か年緊急対策」（以下「3か年緊急対策」という。）がとりまとめられた。

地方における防災・減災の取組が極めて重要であることを踏まえ、「3か年緊急対策」と連携しつつ、地方単独で実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業を創設し、令和元年度地方財政計画に3,000億円を計上するとともに、令和元年度地方債計画に緊急自然災害防止対策事業債3,000億円を計上している。また、本事業債の具体的な財政措置については、充当率を100%とし、元利償還金の70%に対して公債費方式により地方交付税措置を講じることとしている。

2 本事業債の対象事業

さらに、本事業債の事業期間は、「3か年緊急対策」の期間と合わせ、令和2年度までとしている（資料1参照）。

大規模な自然災害が相次ぐ中、安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施される治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災及び都市公園防災に係る国庫補助事業の要件を満たさない地方単独事業を対象としている。

緊急対策」と直接関連しない事業であっても対象になる点には留意が必要である。

3 緊急自然災害防止対策事業計画

(1) 計画の記載事項

本事業債を活用するには既述のとおり緊急自然災害防止対策事業計画を策定する必要がある。この計画には、事業の内容、実施期間、財源、事業の必要性・緊急性等を記載する必要がある。特に、事業の必要性・緊急性に関しては、事業を実施しなければならぬ必要性や緊急性について記載する必要があるが、その際、以下の①③は必ず記載する必要があるので留意が必要である（資料2参照）。

- ① 自然災害が発生した場合の事業の対象となる地域（地域防災計画上、災害発生時に危険な区域として指定されていない区域を含む。）の危険性
- ② 事業の対象となる施設について、これまで防災・減災面での点検を実施している場合は、当該点検の結果
- ③ 事業の対象となる施設の個別施設計画の策定状況

政 策

資料1 緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」を創設（事業期間は、令和元年度・令和2年度の2か年）。

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

財政措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）



【参考】対象事業（例）

○小規模河川の護岸改修



○山腹斜面の法面対策



○ため池の堤体補強工事



資料2 緊急自然災害防止対策事業計画について<記載例>

事業名	●●川河川改修事業	対象施設の区分	河川		
事業の内容 (施工場所(所在地))	○○市が管理する●●川に係る河道掘削、排水機場の整備を行うもの。 (○○市●●地区)				
実施期間	2019年11月～2021年3月				
財源 (単位：千円)		事業費	地方債	一般財源	その他特定財源
	2019年度	150,000	150,000	0	0
	2020年度	200,000	200,000	0	0
	計	350,000	350,000	0	0
事業の必要性、緊急性	<p>・市内を流れる●●川は、過去にも台風による大雨等に際し、幾度となく堤防決壊等による氾濫を繰り返してきており（例：昭和50年、平成6年）、●●川よりも低位にある●●地区等が浸水し、同地区等の多数の家屋に浸水被害が生じるとともに、学校等をはじめとした公共施設にも大きな浸水被害が生じてきた。</p> <p>・平成30年度に、市が所有・管理する河川管理施設について、市独自の一点検を行った結果、今後想定される大雨等が発生した際、現在の河道や排水機場の状態では、過去に生じたような浸水被害が再び発生する可能性があることが判明したところ。</p> <p>・今回整備する河川管理施設については、個別施設計画は未策定であり、令和元年度中に策定予定だが、上記の状況から、緊急に河道掘削と排水機場の追加整備を実施する必要がある。</p>				

<参考>国庫補助対象とならない理由

防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修事業であるため。

政 策

資料3

事務連絡
平成31年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

御中
国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて(周知)

平成31年度地方債同意等基準(平成31年総務省告示第173号)等に定めるとおり、地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害の発生予防・拡大防止に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業債を創設したところです。

本事業債のうち、河川に係る事業(以下「本事業」という。)については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれは、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれは、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地

4 本事業債の積極的な活用

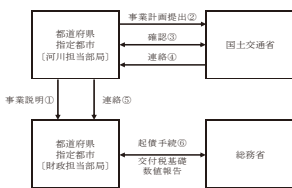
(2) 手続
本事業債に係る起債協議等を行う場合、総務省に計画を提出する必要があるが、関係省庁に事前に計画を提出し、確認を受けなければならぬので留意が必要である。
なお、河川、治山、砂防、農業水利施設等の個別分野ごとの詳細な事務手続等については、個別分野ごとに総務省と関係省庁の連名で事務連絡を発出しているので参照されたい(資料3参照)。

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震など、近年、大規模な自然災害が相次ぐ中、持続可能な地域社会の実現のためには、地域における防災・減災の取組は極めて重要である。
本事業債の事業期間が「3か年緊急対策」と合わせて令和2年度までとなっていることを踏まえ、各都道府県・市町村におかれは、本事業債を積極的に活用いただき、喫緊の課題である防災インフラの整備に取り組んでいただくことを期待している。
※資料のダウンロードは、町村ウェブサイト(www.zk.or.jp/choson)に掲載しております。

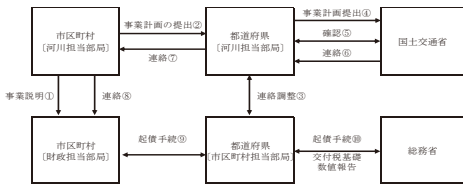
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における河川に係る事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



方単独事業(国庫補助事業の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助事業の要件を満たさない事業の例)

- ア 河川(ダムに関する事業を除く。)に関する事業
○ 国庫補助事業の要件を満たさない総事業費の一級河川、二級河川又は準用河川に係る河川改修
(例)
・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事業費10億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修
・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費4億円未満の準用河川に係る河川改修
○ 普通河川に係る河川改修
○ 国庫補助事業の要件を満たさない容量の雨水貯留浸透施設の整備
(例)
・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業での対象工事とならない500㎡未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備 等
- イ ダムに関する事業
総事業費が概ね4億円未満のダム周辺設備(観測設備、通報設備、警報設備等)の改良及び貯水池周辺(地すべり等)の地山安定のための工事等
- (3) 財政措置
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%
- (4) 事業期間
平成31年度及び平成32年度

- 2 緊急自然災害防止対策事業債における手続(別紙参照)
(1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画(河川に係る事業分)を、国土交通省に提出する。
(2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1(2)の対象事業に該当することを確認する。
(3) 国土交通省は、(2)の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
(4) 施設管理者は、(3)の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う(総務省においても1(2)の対象事業に該当することの確認を行う)。
(5) 市町村が実施する場合の(1)~(4)の手続については、都道府県を経由して行う。

政 策

「地域循環共生圏」の考え方を活用し、 グローバルな課題解決へ 令和元年版 環境白書等

令和元年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書が、6月7日に閣議決定された。テーマは、「持続可能な未来のための地域循環共生圏―気候変動影響への適応とプラスチック資源循環の取組―」。第5次環境基本計画で提唱した「地域循環共生圏」の観点を交え、気候変動への適応とプラスチック資源循環体制の構築に向けた様々な取組を紹介している。

地域循環共生圏とは農山漁村も都市も活かすこと

高度な情報化の進展や、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の採択を受け、経済や社会の在り方は変化した。進化した情報通信技術（ICT）を最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」（Society 5.0）の実現を目指す必要がある。

創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念である「地域循環共生圏」が鍵の一つ。日本発の脱炭素化・SDGsの実現に向けた考え方といえる。

地域循環共生圏の創造により、地域づくりはどのように変化するか。地域固有の資源を活かし、モノのインターネット化（IoT）や人工知能（AI）等の情報技術も駆使しながら、地域資源を持続的に循環させる自立、分散型のエリアを形成。農山漁村も都市も活かし、我が国の地域の活力を最大限に発揮する、「環境・生命文明社会」が実現可能となる。

地域循環共生圏を構築するため、太陽光、風力、水力、地熱等の再生可能エネルギー、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等の循環資源、地域ならではの文化・風土に即した自然資源等を活用する事例を紹介している。

鳥取県伯耆町では、老朽化していた焼却炉の合理化等を背景に、病院や老人福祉施設から収集した使用済紙おむつを、破碎・乾燥・滅菌して燃料化する取組が実施されている。製造された固形燃料は、同町の温泉施設のボイラーの燃料として使用しており、可燃ごみや燃料費、CO₂の排出量の削減や、焼却炉の延命につながっている。

地域循環共生圏の構築は、地域の課題解決のみならず、地球環境の諸課題の解決にも資する。世界の生物多様性は危機に瀕しており、その保全と回復を図る必要がある。そこで、日本に根付く自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の科学と技術を用

統合して自然共生社会を目指す「SATOYAMA INIシアティブ」を展開。地域の自然資源を持続的に利用することが、生物多様性の保全だけでなく地域の人々の生活の向上につながる。付加価値の高い農産物の販売やエコツーリズム等による都市や他地域とのつながりが、地域の発展に貢献することが示唆されている。

気候変動影響への適応

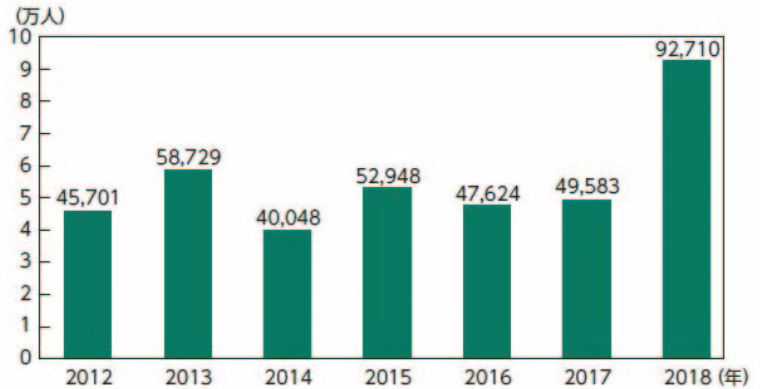
近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加等、国内外で異常気象が頻発している。

2018年、特に梅雨が明けた7月中旬から下旬にかけて、全国的に気温が高くなった。消防庁報告データによると、2018年5月から9月までの間の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は95、137人に達し、前年同期間の52、984人と比べると42、153人増となった（図1参照）。そのうち、2018年7月の熱中症による救急搬送人員は54、220人、死亡者数133人と、1カ月の熱中症による救急搬送人員及び死亡者数としては、2008年の調査開始以降過去最多となった。

政 策

2018年6月に気候変動適応法が国会にて成立、12月に施行。現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律で、気候変動適応の総合的な推進に特化した法律としては世界初となる。

政府は、気候変動適応計画に基づき、農業、防災、熱中症対策等の各分野で適応策を推進。地方公共団体は、気候変動の影響は地域の特性によって大きく異なるため、地域の実



注：2014年までは5月分の調査を行っていないため、年別推移のグラフは6～9月で作成した。
資料：消防庁

図1 救急搬送人員の年別推移

報の提供、情報伝達等の訓練、避難、応急活動、事業継続等の備え、被害からの早期復旧のための事前検討等のソフト対策も組み合わせることで総合的に取り組むことが重要である。

プラスチック資源循環体制の構築に向けて

マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響は、世界的な課題となっている。1950年以降に生産されたプラスチック類は83億トン超

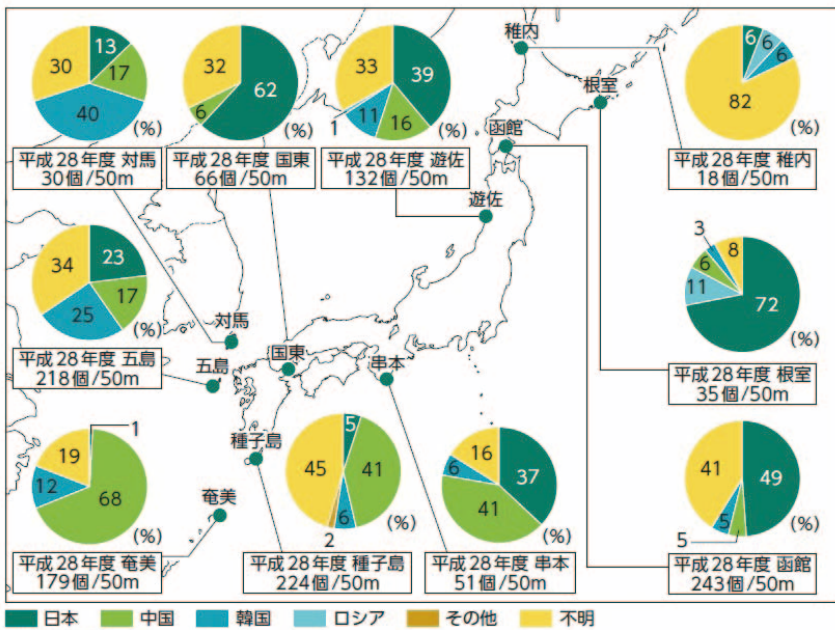
情に応じた適応策を推進することが重要。企業は、気候変動が事業活動に及ぼすリスクやその対応について理解を深め、事業活動の内容に即した気候変動適応を推進することが重要である。

個人で取り組むべきこととして、暑熱・熱中症対策をあげている。熱中症を予防するためには、こまめな水分補給（汗をかいたときは塩分も補給）、涼しい服装や日傘・帽子の活用等が重要。水害・土砂災害への対策では、施設整備等のハード対策に加え、住民への情

で、63億トンがごみとして廃棄されたとの報告もある。毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が、魚の重量を超えるという試算もある。海洋プラスチックごみの主要排出源は東アジア地域及び東南アジア地域であるという推計もあることから、開

発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要がある。

2016年度に全国10地点で実施した環境省の調査結果によれば、回収されたペットボトルの製造国別の割合は、奄美では外国製の割合が8割以上を占めたほか、対馬、種子島、串本、五島では外国製が4～6



資料：環境省

図2 ペットボトルの製造国別割合

割を占めている一方、根室、函館、国東では外国製の割合が2割以下で、日本製が5～7割を占めている(図2参照)。外国から漂着するごみだけでなく、日本から流れ出るごみの削減も必要である。

環境省は、「プラスチック・スマー」と銘打ったキャンペーンを立ち上げた。海洋プラスチックごみ汚染

政 策

の実態の正しい理解を促しつつ、国民的機運を醸成し、プラスチックとの賢い付き合い方」を進めることを後押しする。

また、技術や消費者のライフスタイルのイノベーションを促すため、持続可能な資源有効利用技術の開発を支援。バイオプラスチックの実用化向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進を図るため、技術開発やインフラ整備支援を通じ、利用ポテンシャルの向上を推進している。

ワンウェイのプラスチックの使用削減を環境省は率先して実施。「プラスチックとの賢い付き合い方」を実践するため、審議会や検討会等、環境省のあらゆる会議において、ストロー、カップ、かき混ぜ棒等、ワンウェイのプラスチックを使用しないよう徹底している。航空業界・ホテル業界では、使い捨てプラスチック製ストロー・マドラーの廃止やプラスチック製容器包装・製品から紙・バイオマスプラスチック等への代替を実施。プラスチック使用削減の取組は広がりを見せている。

東日本大震災からの復興

福島県内において生じた除去土壌等を保管するため、中間貯蔵施設を

整備中。2020年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、2021年度までに、県内で仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）のおおむね搬入完了を目指す。

放射性物質に汚染された廃棄物について、放射性物質汚染対処特措法に基づき処理を実施中。福島県においては、2017年11月から特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入を開始した。引き続き安全第一に適切に事業を進める。福島県外においては、各県ごとの状況を踏まえて対応。

地元のニーズに応えた、脱炭素やリサイクル、自然との共生等の分野と、福島との連携をより強化していく取組を行う、復興の新たなステージに向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」についても推進。官民連携によるリサイクル等の環境技術を活かした産業創生、自然公園等の自然資源の活用、脱炭素まちづくり等を効果的に組み合わせ、福島県や関係自治体と連携しつつ、事業を進めていく。

新任都道府県町村会長の略歴

徳島県町村会合は令和元年8月20日の定例会で次の通り会長を選出した。（8月21日就任）

徳島県町村会長
那賀郡那賀町長

坂口 博文
昭和23年5月7日生



【住所】那賀郡那賀町木頭名字松畑21番地

【町村長としての当選回数】4回

【町村長に就任するまでの経歴】▽

昭和43年9月1日旧木沢村事務吏員
▽平成17年12月21日那賀町助役▽平成19年4月1日那賀町副町長（自治法改正による）▽平成19年4月16日

那賀町副町長退職▽平成19年4月22日〜那賀町長

【町村会関係の経歴】▽平成27年8

月21日〜平成29年8月20日徳島県町村会副会長

【主な業績】▽行財政の改革（基金40億〜110億 地方債238億〜

監査事務局充実）▽子育て支援の充実（各ごとも園の施設整備、18歳まで医療費無料、保育・授業料の減額等）▽情報通信網の整備（携帯電話

通信施設及び光ケーブル敷設）▽安全・安心な町づくり（床上浸水対策、消防救急体制の充実、学校及び公共

施設耐震対策、介護施設の新設及び増設、国道・県道の改良促進）▽交通弱者の足対策（バス・タクシー割引券、生活道の整備）▽地域特産物の普及拡大（種苗・施設支援）▽林業再生と林業従事者の拡大（林業事業体の拡大、林業ビジネスセンター

建築及びマスタープラン策定）▽し尿・ゴミ処分場の改築と新築▽定住人口の確保（定住住宅の整備）

【趣味】農業・釣り・スロージョギング他多趣味

【家族】妻

休刊のお知らせ

9月23日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3095号は9月30日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

沈下橋

現地レポート

町村独自のまちづくり



シテイプロモーションから移住定住へ

高知県

しまんとちょう
四万十町

四万十町の概要

2006(平成18)年3月20日に旧窪川町、旧大正町、旧十和村が合併して誕生した本町は、高知県の西部を東から西へ流れる「日本最後の清流」といわれる四万十川の中流域に位置し、東南部は土佐湾に面しています。町域は東西約43・7km、南北26・5km、総面積642・28km²であり、そのうち林野が約87%を占めています。

集落の多くは、四万十川とその支流の河川沿いや台地部にあり、一部は土佐湾に面した海岸部にあります。町域の東部に位置する窪川地域は、標高230mの高南台地にあり約2,000haの農地が広がっており、また、中部の大正地域、西部の十和地域は面積のほとんどを山林が占めており、平野は四万十川と梶原川沿いに点在しています。



興津

産業面では、古くから農林水産業を中心として発展してきた本町ですが、2015(平成27)年の国勢調査によると産業別就業者数(15歳以上)は、第一次産業が2,878人(31・8%)、第二次産業が1,465人(16・2%)、第三次産業が4,669人(51・6%)



フォーラム

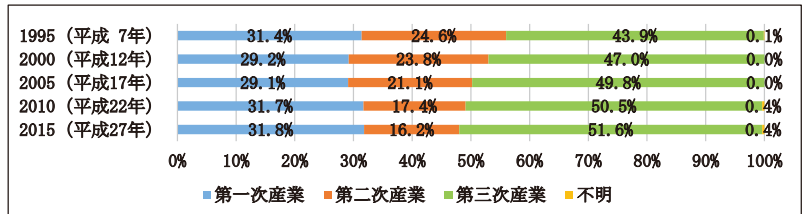
四万十町のまちづくり

本町では四万十町まちづくり基本条例のもと、「山・川・海 自然が人

となっており、農業面では、生産量日本一のシヨウガやお米日本一コンテストで特別最高金賞を受賞した仁井田米をはじめ、ミヨウガ・ニラ・ピーマンなど、また、水産業では四万十川流域でアユやウナギ・テナガエビなどが代表的産物となっています。

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不明	就業者数合計	総人口
2015(平成27年)	2,878	1,465	4,669	32	9,044	17,325
2010(平成22年)	2,922	1,599	4,646	40	9,207	18,733
2005(平成17年)	2,959	2,142	5,046	4	10,151	20,527
2000(平成12年)	3,256	2,652	5,229	5	11,142	21,844
1995(平成7年)	3,898	3,056	5,438	10	12,402	23,081

▲産業別就業者数の推移(国勢調査・農林業センサス)



▲産業別就業者数の割合(国勢調査・農林業センサス)

が元気で「四万十町」をまちの将来像とする「第2次総合振興計画」に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。社会経済情勢や自然環境が大きく変化したことや、地方分権社会の進展に伴い、町の責任と役割は一層高まっていることから、町民と行政がまちの課題や将来像を共有し、協力して取り組んでいくことが重要な課題となっています。

本計画は、基本構想・基本計画の2つの柱で構成され、本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、その実現のための基本方針を定めたものであり、計画期間は、基本構想が平成29年度から令和8年度までの10年間、基本計画が前期と後期の各5年間となっています。

本町の現状や課題等を踏まえ、まちの将来像を実現していくための方針を3つの視点からまとめ、それぞれの基本方針に基づく政策目標の実現に向けたまちづくりを進めています。各分野において様々な施策を行っています。それらの中から移住施策の取り組みについてご紹介いたします。

移住定住促進対策

日本の人口は、2008年の1億2、

基本方針1 挑戦し続ける産業づくり
～活力ある産業が育つまちづくり～

人口流出に歯止めをかけるため、地域の自然や歴史・文化を核とした地域資源を活用しながら、産業振興や交流人口の拡大、雇用の場の創出につなげ、多様な世代でにぎわいのあるまちづくりを推進します。

【政策目標】

1. 特色ある農林水産業を生かすまち
2. 新たな地域ブランドで活力あるまち
3. 本物のおもてなしがあるまち

基本方針2 生涯元気で暮らし豊かに暮らせるまちづくり
～誰もがいつまでも元気に暮らせるまちづくり～

子どもを産み育てる環境と教育の充実をはじめ、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動にふれあう環境を整えることで、人間性豊かな成長や暮らしの充実を図るとともに、活動を通じた人と人のつながりから、郷土愛に満ちたまちづくりを推進します。住民の健康を守るため、保健・医療体制の充実を図ります。

【政策目標】

4. まちの将来を担う人を育むまち
5. 生きがい・誇りを持てるまち
6. 元気で安心して暮らせるまち

基本方針3 日本が誇る四万十川流域の環境づくり
～自然と共生する持続的発展型のまちづくり～

きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。暮らしの不安要因を減らし、災害に強い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【政策目標】

7. 広大な自然環境と共生するまち
8. 安全で快適な暮らしができるまち

806万人をピークに減少傾向が続いており、国立社会保障人口問題研究所では、2048年には1億人を割り、913万人となり、2060年には8,674万人まで減少すると推計しています。

高知県の中山間部に位置する本町においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化が年々進み、人口減少は避けられないものとなってきています。2006(平成18年)年3月の合併時における本町の人口は21,226人でしたが、2015年には17,325人まで減少しており、また、20代と30代の女性の人口は、2010年の

1,295人から2015年の1,003人と年々減少しています。本町の合計特殊出生率は1.68と全国平均より高いものの、若年女性数が減少しており、それに伴い出生数も減少傾向にあるのが現状です。

このような状況を受け、本町では平成23年度より移住定住促進を町の重要施策として位置づけ、様々な施策を展開してきました。その結果、平成23年度から平成30年度までの8年間で582人の移住者を受け入れることができました。

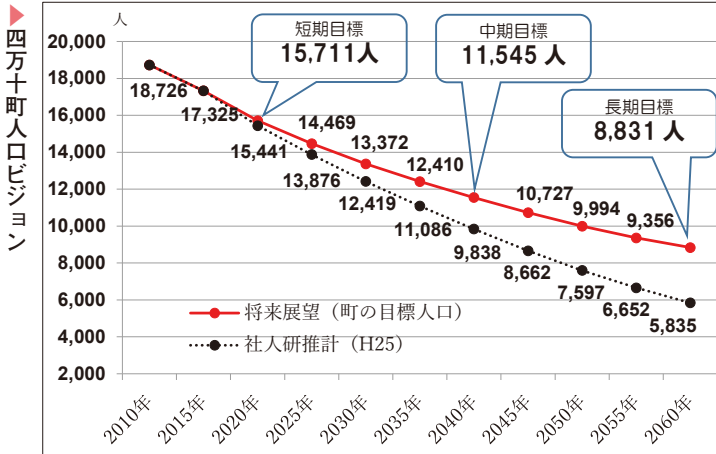
移住施策の主な取り組み
移住に関する各種相談対応

本町では、移住相談員を配置し年々増加傾向にある移住希望者からの相談(電話、メール、来庁、移住相談会等)に対応しています。

空き家調査・空き家情報の発信

平成26年度には町内全域で空き家調査を実施し、その結果、活用できる空

フォーラム



移住相談件数等実績(上)、お試し滞在施設利用実績(下)

年度	相談件数(件)	移住組数(組)		移住者数(人)	
		うち県外	うち県外	うち県外	うち県外
H23	50	40	7	5	12
H24	102	80	9	6	18
H25	134	110	17	12	37
H26	555	263	17	13	27
H27	701	339	26	18	45
H28	195	149	46	29	73
H29	227	173	125	61	190
H30	195	134	132	63	177
合計	2159	1288	379	207	582

利用組数		H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
		旧十和村	4	5	4	6	5	2
旧大正町	2	3	5	2	3	3	18	
旧窪川町	-	-	-	-	-	3	3	
計		6	8	9	8	8	8	47
移住実績		1	3	1	0	2	4	11

お試し滞在施設の概要

- 1. 入居対象者
 - ・将来的に本町への移住を考えている人
 - ・入居期間中、周辺の地域住民と交流が持てる人
- 2. 入居期間
 - 1ヵ月単位(最長3ヵ月)
- 3. 家賃
 - 月額10,000円(光熱水費は別途必要)
- 4. 設備
 - 基本的な家具、電化製品、食器類、寝具等

お試し滞在施設の概要

また、自然にふれあいながら田舎暮らしを満喫したいという、移住希望者のニーズに応えるため「滞在型市民農園・クラインガルテン(四万十)」を整備し、利用者は入居期間中地域住民とふれあい、定住に繋がる有効な施設として活用しています。

空き家活用及び移住

「中間管理住宅の整備及び管理運営」
 空き家活用及び移住
 定住希望者の住宅確保の施策として、町が所有者から空き家を12年間借り上げ中間保有する、「中間管理住宅」の整備を平成26年度から行い、これまでに22棟を整備してきました。改修等に要する費用については国費、県費及び過疎対策事業債を活用し、一棟あたり約900万円をかけて改修(耐震含む)しており、利用者が安心して暮らすことのできる施設となっています。
 また、町と所有者との契約終了後は改修された住居が所有者に返還されることから、空き家活用の有効な施策として、今後も実施していきたいと考えています。



クラインガルテン

「お試し滞在施設の整備及び管理運営」
 移住希望者にとって、新たな土地へ移り住むことは期待と同時に大きな不安があることから、短中期的に本町へ
 家が800件あることが判明しました。現在は所有者との交渉を行いながら、活用できる空き家の確保に努めるとともに、町内不動産業者と連携し、不動産業者の管理する空き家などについても情報共有しながら移住ポータルサイトに掲載し、移住定住希望者に対し空き家情報の提供を行い、受け入れ態勢の充実に努めています。

体験してもらうことで、本町の魅力を直接感じてもらうとともに、不安を解消していただくことを目的に、平成24年度から「お試し滞在施設」の整備に着手し、これまでに3棟を整備してきました。これにより、お試し滞在施設の利用が移住に繋がったケースもあり、一定の効果がありました。

また、自然にふれあいながら田舎暮らしを満喫したいという、移住希望者のニーズに応えるため「滞在型市民農園・クラインガルテン(四万十)」を整備し、利用者は入居期間中地域住民とふれあい、定住に繋がる有効な施設として活用しています。

フォーラム

■ 中間管理住宅の概要

- 1. 入居対象者
移住・定住希望者
- 2. 入居期間
2年間（※入居期間満了後新たな契約を結ぶことは可能）
- 3. 家賃
月額17,000～30,000円
- 4. 物件数
22件

△ 移住支援住宅の整備及び管理運営▽

少子高齢化・過疎化が進む地方では、使用しなくなった公共施設の活用についても課題となっています。本町では、こういった施設を活用し移住希望者に提供することのできる移住支援住宅を整備しており、今後も公共施設の活用及び住宅確保の課題解決を促進するために、公共施設の有効活用を考えています。

■ 移住支援住宅の概要

- 1. 入居対象者
移住希望者
- 2. 入居期間
2年間
- 3. 家賃
2DK…月額23,000円（3戸）
4LDK…月額38,000円（2戸）
- 4. 物件数
5件

△ 移住定住各種補助制度の充実▽

「お試し滞在施設」や「中間管理住宅」などの整備を進める一方で、これらの施設を利用した方に本町へ定住していただくための施策として、各種補助金を整備しています。移住者の増加と同様、補助制度を活用する利用者も年々増加し、「移住から定住へ」といった流れが確立されてきました。

・ 移住促進家賃支援事業補助金

- 15,000円×12月
- 空き家改修費補助金
- 上限3,263,000円 ※耐震化含む

・ 若者定住支援事業補助金

- 上限100万円
- 家族支え合い支援事業補助金
- 上限100万円

△ 地域おこし協力隊制度の活用▽

少子高齢化の進行が著しいことや、コミュニティの維持が困難となっている本町の課題を解決するために、平成24年度より地域おこし協力隊制度を活用しています。これまでに、46名の協力隊を採用し、任期を終了した30名のうち17名が定住しており、その家族を含めると54名の人口増につながっています。

また、本町においてはミッション型での任務となっており、地域振興や伝統技術継承のほか、観光振興に関わる協力隊は、移住者の目線で本町の多く

の魅力を発信し、本町の認知度アップにも貢献しています。

△ 四万十町東京オフィスの開設▽

平成23年度からの取り組みにより移住者は増加し、人口減少に歯止めをかける取り組みとして一定の効果も上げてきた一方で、移住者が増加することにより住宅が不足するといった課題がでてきました。

そこで、本町ではこれまでイターン

者を増やす取り組みを中心に進めてきましたが、Uターン者を増やす施策についても推進していく必要があると考え、首都圏において、本町出身者及び



▲ 四万十町地域おこし協力隊

本町に関心のある方のコミュニティの構築を図るとともに、本町に関する情報等を効果的かつ効率的に発信することのできる体制を整備することにより、本町への移住を促し、地域の活性化を図ることを目的として、平成30年6月に東京都千代田区に四万十町東京オフィスを開設しました。

■ 四万十町東京オフィスでの取り組み概要

- ・ 首都圏と本町を結ぶパイプ役
- ・ 本町のUターン促進を図るため、関係者同士の連絡補助
- ・ さまざまな地域での成功事例の調査及びフィードバック
- ・ 首都圏での移住ニーズの把握及び関連施設との情報共有
- ・ 本町が実施するイベント情報などのスピーディーな発信
- ・ 将来的なアンテナショップ出店などの調査拠点
- ・ 首都圏二丁のマーケティング拠点
- ・ 四万十町応援女子部の活動拠点

これまで述べたとおり、本町では移住定住に関する様々な取り組みを行い、ある一定の効果は出ていると考えています。しかしながら、今後も厳しい状況が続いていくことが予想されるため、これまで行ってきた取り組みの検証を行いながら効果的に施策を展開していきたいと考えています。

四万十町長 中尾 博憲

随 想



平成18年3月27日に山武郡横芝町と匝瑳郡光町の旧2町が郡界を越えて、千葉県内では唯一、合併して市制に繋がる特例要件である3万人に満たない人口約2万7千人の横芝光町が誕生しました。

成田国際空港の南、太平洋に面した九十九里海岸のほぼ中央に位置し、東京都心から車で一時間足らずの立地にあります。ほとんどが平

地であるという地形を利用した農業中心の町です。高齢化率は35%を超えており、少子高齢化と人口減少対策のため、地方創生を極めて積極的に推進しています。

合併前の横芝町と光町は、平安時代以前から現在の町の中心を流れる栗山川を境に、「上総の国」と「下総の国」と別々の国で各々の文化を形成してきました。

横芝地域には多くの古墳が確認されており、土器など貴重な文化財が出土されています。中台地区の大宮神社では毎年夏の終わりに「風祭」が開催され、梯子の上で演じられる珍しい「梯子獅子」が奉納されます。

一方、光地域の虫生地区の広済寺には800年以上の昔から現在まで、わずか30世帯足らずの小さな集落で受け継がれている仏教劇「鬼来迎」が、8月16日のお盆の終わりを告げる施餓鬼供養の後に奉納されます。この演劇は国の無形文化財に指定されており、地域の皆さん総出で上演され、県内各地から酷暑の境内に多くの観客が訪れます。また、1080年前に東国の平定のため京都から送られた成田山新勝寺のご本尊は、大阪からはるばる船で運ばれてきて、当町の尾垂ヶ浜に上陸しま

した。現在は浪切不動尊像が建立されており、年2回、成田山新勝寺の僧侶らによる大法会が開催され、当町の景勝地として子供たちを含む地域の皆さんにより美しく整備されています。

このように長い歴史の中で、今に繋げて築き上げてきた各々の文化を融合させて、新たな文化の創造ができればと切に願うものです。

しかしながら、合併して13年が過ぎた現在に至っても郡界を隔てた合併の弊害は残っており、環境衛生行政、水道行政が別組織のまま各々の料金設定も統一されておらず、衆議院小選挙区も別々であるため、衆議院選挙の際には2か所の開票所が必要になります。

また、住民の日々の暮らしの中にも文化の違いを感じとれますし、農業の営み方にも違いがみられます。平成30年3月13日には、「成田国際空港の更なる機能強化」に合意をいたしました。

現在ある成田国際空港の2本の滑走路延長線上に位置する当町は、開港以来、航空機騒音と落下物の不安に悩まされてきました。また、成田国際空港周辺の自治体のうち、空港施設がある地域は都心へのアクセス

が向上し、また税収入が潤沢となった一方で、当町の場合、空港から都心へのアクセス経路から外れていることや、滑走路、上屋といった施設本体が当町にないことにより、空港からの恩恵を受けている実感は少なく、自治体間で地域振興や財政面で格差が顕著になっている現実があります。

そのような中で、当町が航空機騒音をほぼ一手に引き受ける3本目の滑走路建設と夜間飛行制限の緩和を内容とする機能強化案が発表されましたので、町内の意見調整は非常に厳しいものがありました。私は悩みに悩みましたが、機能強化案の影響や今後の効果を総合的に判断し、この機会に乗り遅れることなく町発展に向けた取組を行おうと決断しました。

現在、町では九十九里海岸や栗山川などの自然を活かした観光事業の検討などを行っています。第2次横芝光町総合計画をはじめとした各種計画を実践することで少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるよう、20年あるいは30年先の将来を見据えた政策を積極的に進めてまいります。

さまざまな「集いの場」を 演出いたします

東京でのイベントに最適な
絶好のロケーションを誇る全国町村会館。
かけがえのないひとときを、
上質なサービスでおもてなしいたします。

県人会など同郷者の集い、
同窓会、親睦会などの懇談会

観光PR、移住セミナー
職員採用試験などの説明会

職員旅行・家族旅行

広さと設備が多彩な大ホールと、3つの
会議室がございます。
会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用
いただけます。



和・洋食のレストランも お気軽にご利用ください

全国町村会館には、
会議室・宴会場のほかに、
ふたつのレストランもございます。
お気軽にお立ち寄りください。



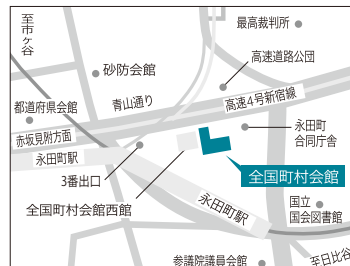
カジュアルレストラン「ペルラン」



和食処「さいかち」

客室のイメージ	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室

和室もございますのでお問い合わせください。(禁煙ルームもご用意しております。)
※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



ご予約・お問い合わせ

全国町村会館
TEL.03(3581)0471
FAX.03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <http://www.zck.or.jp/kaikan>

- 全国町村会館へのアクセス
- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
 - ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
 - ・タクシー東京駅から約20分

